資料1

議題１　会計年度任用職員の勤勉手当に係る成績率の反映について（大府市、豊明市提出）

市名	回答		
	（１）人事評価の実施時期	（２）成績率の反映方法	（２）④ その他の場合（具体的に）
名古屋市	4月1日～翌年3月31日	② 成績下位の者のみ成績率を調整	
豊橋市	１月１日	② 成績下位の者のみ成績率を調整	
岡崎市	1/1を基準日として12月に実施	① 全員一律（標準）の成績率で支給	
一宮市	各年４月１日から翌年３月３１日までとし年１回実施している	① 全員一律（標準）の成績率で支給	
瀬戸市	考課対象期間を任用の日から１２月３１日までの期間、考課基準日を１月１日として、当該年度の１月に実施	① 全員一律（標準）の成績率で支給	
半田市	１月	④ その他	成績の反映が原則との立場であるものの、成績率の反映は翌年度としていることから、成績下位の者については再度の任用をしないことが十分想定されるため、成績下位の者分を原資とする成績上位の者への配分は考えておらず、成績下位の者のみ成績率を調整するか、あるいは結果的に全員一律（標準）の成績率で支給することになる。
春日井市	年１回、12月１日を基準日として実施	④ その他	定型的・補助的業務を旨とする会計年度任用職にあって、業績への貢献度合は限定的であることから、標準の成績率を超えるほどではないため、「①　全員一律（標準）の成績率で支給」と同様の結果で支給する（成績下位であれば、次年度の再度任用を行わない。）。
豊川市	6月、11月	② 成績下位の者のみ成績率を調整	
津島市	評価期間を４月から１月までとし、２月に評価を実施する。	① 全員一律（標準）の成績率で支給	
碧南市	１２月～１月頃	① 全員一律（標準）の成績率で支給	
刈谷市	９月（４～９月勤務分）及び３月（１０～３月勤務分）	③ 成績下位の者分を原資とし、成績上位の者に可能な範囲で配分調整して支給	
豊田市	任用期間が満了するとき（年度末まで任用期間がある場合は、実務都合上１２月頃に実施）	② 成績下位の者のみ成績率を調整	
安城市	１０月→１２月勤勉手当に反映、１月→翌年度６月勤勉手当に反映	② 成績下位の者のみ成績率を調整	現時点での案ですが、従来どおりの人事評価方法を踏襲し、業績評価（20点）＋能力評価（80点）＝合計100点で評価し、成績率の調整対象者は30点未満の方を想定しています。30点未満とするのは、成績不良により再度任用をしない基準（30点未満）と揃えるためです。１月の人事評価結果は、従来から行っている翌年度の再度任用の判断も兼ねる予定です。
西尾市	毎年９月と３月の年２回実施する予定	③ 成績下位の者分を原資とし、成績上位の者に可能な範囲で配分調整して支給	
蒲郡市	年２回（９月及び年明け１月）	② 成績下位の者のみ成績率を調整	
犬山市	令和７年度より（令和６年度の人事評価を反映）	② 成績下位の者のみ成績率を調整	
常滑市	４月から３月までを評価期間とし、１月に面談及び評価を実施している。	① 全員一律（標準）の成績率で支給	
江南市	毎年12月（12月1日基準）	① 全員一律（標準）の成績率で支給	
小牧市	5月頃：本人による目標設定 11月頃：評価者による面談・評価 1月頃：評価結果通知	① 全員一律（標準）の成績率で支給	
稲沢市	年１回、１～２月頃実施	① 全員一律（標準）の成績率で支給	
新城市	上期評価（評価基準日９月１日）を１０月中、下期評価（評価基準日１月１日）を２～３月中に実施予定。	① 全員一律（標準）の成績率で支給	

議題１　会計年度任用職員の勤勉手当に係る成績率の反映について（大府市、豊明市提出）

市名	回答		
	（１）人事評価の実施時期	（２）成績率の反映方法	（２）④ その他の場合（具体的に）
東　海　市	毎年度１月	③ 成績下位の者分を原資とし、成績上位の者に可能な範囲で配分調整して支給	
大　府　市	条件付採用期間終了時（任用後１月後）、前期終了時、後期終了時	② 成績下位の者のみ成績率を調整	
知　多　市	１２月ごろ	② 成績下位の者のみ成績率を調整	
知　立　市	９月３０日及び３月３１日の１０日前（会計年度任用職員の予定任用期間の満了する日が９月３０日又は３月３１日より前に到来する場合は、当該満了する日の１０日前）までに人事評価を実施し、報告する。（勤勉手当支給日：１０月３０日、４月３０日）	④ その他	業績評価を５段階（s.a.b.c.d）の成績区分に分ける。 成績区分ｂを標準とし、s(+5/100),a(+3/100),c(-3/100),d(-5/100)
尾 張 旭 市	原則１０月（任用開始が遅い場合は、その後行う）	③ 成績下位の者分を原資とし、成績上位の者に可能な範囲で配分調整して支給	
高　浜　市	正規職員と同様に６月と１１月を予定しています。	① 全員一律（標準）の成績率で支給	規則上は全員一律としているが、運用上で成績下位のもののみ調整する。
岩　倉　市	１月	① 全員一律（標準）の成績率で支給	
豊　明　市	毎年２月（４月１日～１月３１日が評価対象期間）	③ 成績下位の者分を原資とし、成績上位の者に可能な範囲で配分調整して支給	
日　進　市	11月1日（又は退職日）	③ 成績下位の者分を原資とし、成績上位の者に可能な範囲で配分調整して支給	
田　原　市	任期終了時	① 全員一律（標準）の成績率で支給	
愛　西　市	１１月１日	② 成績下位の者のみ成績率を調整	
清　須　市	4月1日～3月31日	③ 成績下位の者分を原資とし、成績上位の者に可能な範囲で配分調整して支給	
北名古屋市	毎年11月1日を評価基準とする。	① 全員一律（標準）の成績率で支給	
弥　富　市	任用終了前１カ月以内。ただし1年間の任用の場合は２月に実施。	③ 成績下位の者分を原資とし、成績上位の者に可能な範囲で配分調整して支給	
みよし市	毎年１２月	① 全員一律（標準）の成績率で支給	
あ　ま　市	令和5年度の評価を令和6年度の6月期、12月期に反映します。	② 成績下位の者のみ成績率を調整	
長久手市	例年１月末を評価実施時期としております。	③ 成績下位の者分を原資とし、成績上位の者に可能な範囲で配分調整して支給	